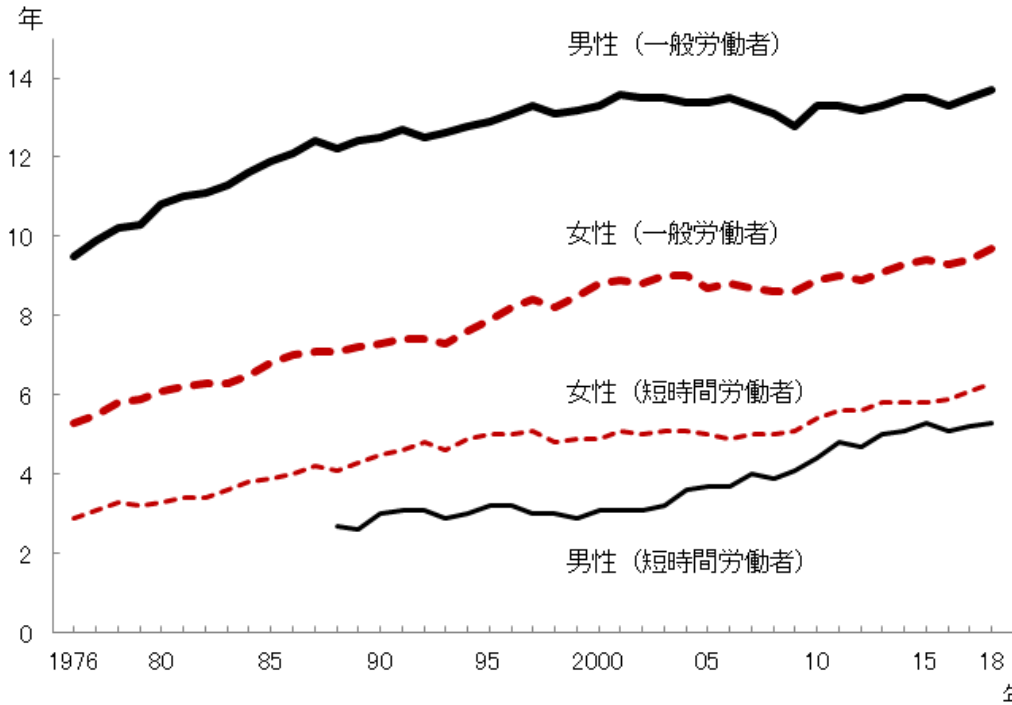


## 平均勤続年数が示唆する保育士の無条件保育所利用の便益



出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」([https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0213\\_01.html](https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0213_01.html))

上図は、1976年から2018年までの42年間男女別の一般労働者と時短労働者の平均勤続年数である。男女別、労働時間別ともに、全体的に上昇傾向にある。

しばしば、「最近の若者は仕事が続かない」、「仕事で失敗したり、上司に叱責されたりするとすぐ職場に来なくなる」という声を年配者から耳にすることがある。しかし、仮に、四年制大学を卒業して1976年に就職した者は、2019年現在では高齢者に属する65歳前後という計算になり、「最近の若者は」と言う年配者は、今の若者よりも勤続年数が約3年も短かったことになる。石の上にも3年である。

勤続年数が伸びた背景には、保育所の量的拡充も一因としてあげられるだろう。保育所を利用することで、出産を機に退職することなく勤務が継続できるからだ。特に、2014年頃からさらに上昇傾向にある。2014年は、2015年に施行された子ども・子育て支援法によって新たに創設された小規模保育等が都心部を中心に前倒して実施された年である。

同時に、保育士の平均勤続年数も上昇させていかななくてはならない。厚生労働省の公表では、秋田県と長崎県を除き、全ての都道府県で全業種よりも短い。もっとも長い秋田県の保育士の平均勤続年数は、15.9年、もっとも短い佐賀県ではわずか約4年であった。全都道府県の保育士の平均勤続年数は約8年である。上図によると、女性の平均勤続年数は約10年であるため、全国的に見ても保育士の平均勤続年数は長くはない。

そのため、保育士のための保育所が当然に必要である。いくつかの自治体では実施されているが、保育士等が保育所への入園希望をする際は点数を高くするなどの対策は必須と言える。本来的には、無条件で入園させても良いくらいだ。保育士の保育所利用を優遇することは、保育士の量的確保の他にもメリットはある。例えば、保育士の重要な役割の一つとして保護者支援がある。児童福祉法第18条第4項にも「保育士の名称を用いて、専

門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」と定義されている。しかし、理解が知識と経験の2つが揃ったときに成り立っているとするならば、実際には、保育士自身が子育ての知識だけではなく、子育ての経験を有することで初めて、「児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」ことができると言えるだろう。そのためにも、保育士の保育所利用を無条件とする便益は大きいと言える。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。